令和６年度司法過疎地開業支援実施要領

１．対象地域

司法書士が０名若しくは１名程度しか存在しない地域であると連合会が認定した地域

※特に、認定司法書士不在地域（０名）を主な支援対象とする。

２．対象者

上記地域において

① 令和６年４月１日以降に開業若しくは移転した司法書士会員(個人)又は設立若しくは従たる事務所を設置した司法書士法人

② 令和７年３月末日までに開業若しくは移転を予定している司法書士会員(個人)又は設立若しくは従たる事務所の設置を予定している司法書士法人

③ 令和７年３月末日までに開業予定の司法書士資格を有する者

④ 令和７年３月末日までに廃止された又は廃止が決定した災害復興支援事務所で、その地域で引き続き業務を行っている又は行うことを予定している常駐司法書士

※申込み時点において開業、設立又は設置予定である場合は、支援決定後３か月以内に登録申請を行うこと。

３．要件

① 司法書士（登録予定者を含む。）については司法書士法第３条第２項に規定する認定を受けた者であること、司法書士法人については同項の司法書士である社員（特定社員）が常駐すること。

② 司法書士法第 47 条若しくは第 48 条の処分又は第 61 条の注意勧告を受けたことがないこと。

③ 司法過疎地域等において５年以上継続して司法書士業務を行うことができること。

④ 日司連会員研修規則にて定められた研修単位を取得すること。

⑤ 日本司法支援センターと民事法律扶助契約を締結すること。

⑥ 簡裁訴訟代理等関係業務及び成年後見業務等に積極的に取り組むこと。

⑦ 連合会及び司法書士会の各種事業に積極的に協力し、地域の公的機関及びその他関係団体の要請に積極的に応えること。

⑧ 満 60 才未満であること。ただし、地域司法拡充基金運営委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合はこの限りでない。

⑨ 過去に開業貸付金の貸付けを受けたことがないこと。ただし、委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

⑩ はじめて交付を受けた年度から５年間、年１回以上、連合会が定めるところにしたがって業務状況を報告すること

４．支援内容

摘要	個人	法人
開業貸付金	180 万円以内	180 万円以内
定着貸付金	540 万円以内※１	※２

※１ 定着貸付金（個人のみ）は、原則として１年目は年 240 万円、２年目以降は年収が 600 万円に満たない不足部分につき、一定の上限（２年目は 180 万円、３年目は 120 万円）のもと交付する。

なお、「年収」とは、事業所得（売上[雑収入を含む]－経費）を示す。

※２ 法人に対する定着貸付金の貸付けは行わない。

５．貸付金の返還及び免除等

① 貸付金は、原則として最初の貸付日から３年が経過した日の属する月の翌月１日より、毎年分割により原則として５年以内に全額返還するものとし、具体的返還方法に関しては支援（貸付）契約に定める。ただし、貸付金に利息は付さない。

② 連合会は、貸付金のうち開業貸付金につき、貸付を受けた者が下記の条件を満たした場合には、当該対象者が所属する司法書士会の意見を聴取の上、下記の内容で貸付金の返還を免除することができる。

ⅰ 当該地域に３年を超えて事務所を置いた場合：開業貸付金の一部又は全部

ⅱ 災害復興支援事務所が廃止された地域に廃止後も引き続き半年を超えて事務所を置いた場合：開業貸付金の一部又は全部

ⅲ 連合会が地域住民の司法アクセス確保のための対応が特に必要と認定した地域（「☆連合会が特に指定した地域について」参照）に１年を超えて事務所を置いた場合：開業貸付金の一部

ⅳ 連合会が地域住民の司法アクセス確保のための対応が特に必要と認定した地域（「☆連合会が特に指定した地域について」参照）に３年を超えて事務所を置いた場合：開業貸付金の一部又は全部

③ 連合会は、貸付を受けた者にやむを得ない事由があるときは、定着貸付金の返還の猶予又は免除をすることができる。

※詳細については連合会ホームページより地域司法拡充基金設置規則及び地域司法拡充基金運営細則を確認すること。

６．募集期間

令和６年 10 月１日（火）から令和６年 12 月 31 日（火）まで

※上記締切日消印有効とする。

７．申込方法

所定の申込書（申込様式１）に必要事項を記入の上、下記の書類を添付して連合会あて郵送にて直接申し込む。

・誓約書（申込様式２）
・住民票　※本籍の記載があるものとする。
・開業、移転、設立又は設置に関する計画書
※適宜の様式による。すでに開業等している場合には、開業等の経緯及び現状に関する報告書を提出する。
・登記事項全部証明書（法人のみ）
※申込書（申込様式１）及び誓約書（申込様式２）は、司法書士会事務局又は連合会ホームページから入手すること。

８．決定方法

連合会にて審査の上、申込者が事務所を開業、移転、設立又は設置しようとする地域を管轄する司法書士会の意見を聴取して決定する。

なお、現在所属する司法書士会又は過去に所属した司法書士会に対し、必要に応じて申込者について照会（懲戒等の処分歴及び研修受講状況等）する。

支援決定時期は、令和７年３月を予定しており、結果は連合会から各申込者に対して通知する。

９．交付方法

契約締結後、支援決定者又は法人に対して直接交付する

※交付時期は、令和７年３月下旬以降、支援（貸付）契約に定めた方法による。

10.その他

申込み時点において、開業、移転、設立又は設置予定である場合は、事後速やかに開業等した旨を連合会へ報告すること。

☆連合会が特に指定した地域について

連合会では、より実効的な司法過疎対策・地域司法拡充事業遂行のため、司法アクセスが困難であると思われる地域の現地調査を実施し、各地の個別具体的な状況の把握及び情報収集を行っています。

調査に基づき、以下の 11 地域については、地域住民の司法アクセス確保のための対応が特に必要と認定しました。関心のある方は、連合会事務局までお問い合わせください。

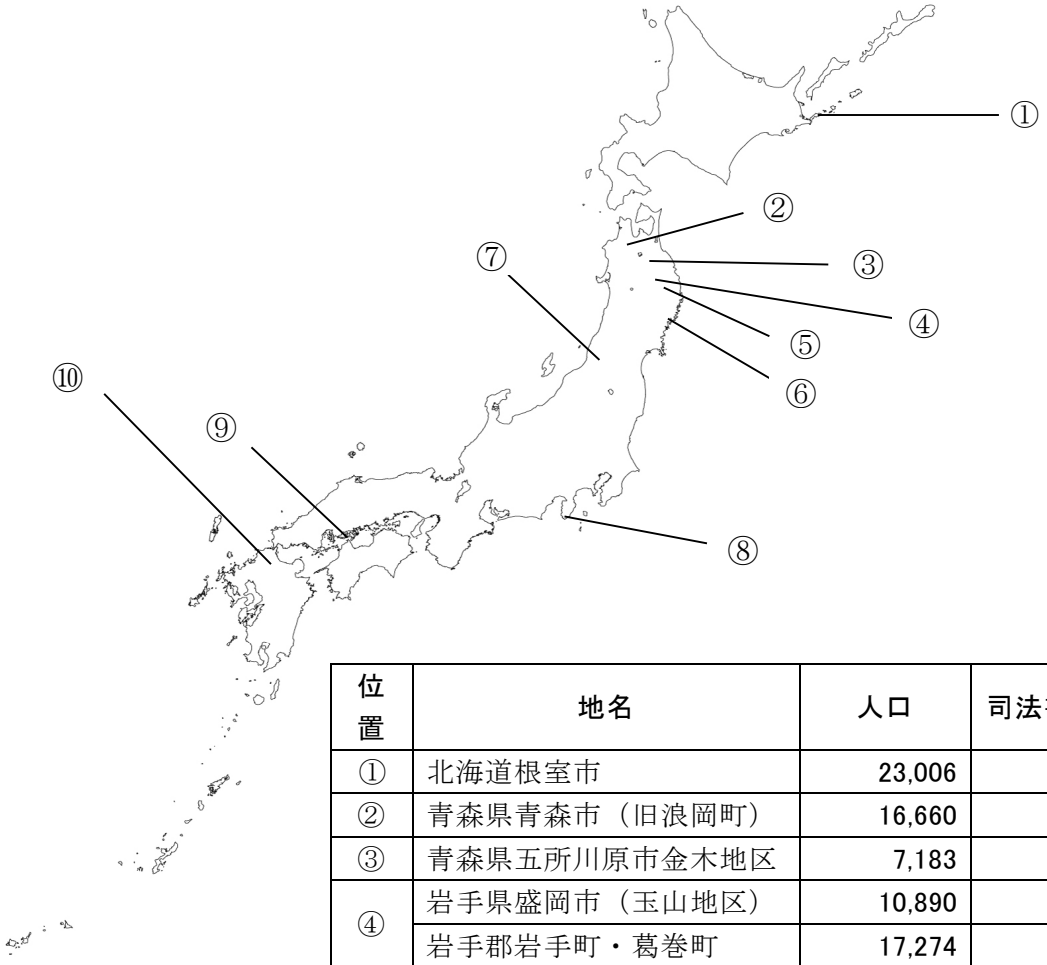

位置	地名	人口	司法書士数	認定司法書士数
①	北海道根室市	23,006	1	1
②	青森県青森市（旧浪岡町）	16,660	0	0
③	青森県五所川原市金木地区	7,183	1	0
④	岩手県盛岡市（玉山地区）	10,890	0	0
	岩手郡岩手町・葛巻町	17,274	1	0
⑤	岩手県下閉伊郡岩泉町	8,038	2	0
⑥	岩手県大船渡市・気仙郡住田町	37,662	2	2
⑦	山形県西置賜郡小国町	6,737	0	0
⑧	静岡県南伊豆町・松崎町	7,505	0	0
⑨	広島県大崎上島町	6,908	0	0
⑩	福岡県田川郡添田町	8,828	0	0

※人口は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和６年１月１日現在）に基づく。ただし青森県青森市（旧浪岡町）は令和６年８月１日現在（青森市 HP に基づく。）岩手県盛岡市（玉山地区）は令和５年 11 月 30 日現在（盛岡市 HP に基づく。）

※司法書士数は令和６年４月１日現在